

# 「おトクにお試しだけ」のつもりが 定期購入に!?

「初回無料」、「お試し価格500円」など通常より低価格で購入できることを広告する一方で、実際は「定期購入」が条件となっている健康食品や化粧品等の通信販売に関する相談は、令和3年度は271件と、前年度と比べ減少しているものの、インターネット通販でのトラブルが約9割を占めるなど、依然として多くの相談が寄せられています。

幅広い年代に及んでいますが、なかでも50歳代が最も多く、女性が男性の約4.1倍、購入金額の平均は約1万7千円となっています。

特定商取引法の改正により「詐欺的な定期購入商法」に対する規制が設けられ、令和4年6月1日以降、通販サイトで誤認させる表示により申込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります。

**注文を確定** を押してしまう前に必ず確認!  
カウントダウン表示に惑わされず落ち着いて

- 1 1回限りの購入ですか?  
「〇カ月コース」「定期」「自動更新」「無期限」などの表示があれば2回目以降も届きます
- 2 2回目からはいくらですか?  
「初回」価格と「2回目以降」の価格は違います
- 3 解約の方法は?  
1回限りで・簡単に・無料で解約できますか?

上記①～③の内容については、改正特定商取引法により、最終確認画面で明確に表示しなければいけません。誤認させる表示により申込みをした消費者は、契約を取り消せる可能性があります。

不安に思った場合やトラブルになった場合は消費生活センター等に相談しましょう

ご相談はこちらまで

消費者ホットライン

局番なしの 188

市町、県、国民生活センターのいずれかの消費生活相談窓口につながります(受付時間内)。受付時間は相談窓口ごとに異なります。

石川県消費生活支援センター

076-255-2120

平日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:30  
日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)除く

メール相談始めました

詳しくは当センターHPへ

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shohicenter-mailsodan.html>



## くらしの情報

# マイライフ いしかわ

No.258

2022 夏号

編集・発行

石川県消費生活支援センター

金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎3階

TEL 076-255-2120 FAX 076-255-2397

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shohicenter/>

## 災害後の住宅修理トラブルにご注意!

近年、台風や大雨・大雪、地震などによる自然災害が毎年のように発生しています。自然災害が発生した場合、それに便乗した悪質商法などの消費者トラブルが多く発生する傾向があり、多くの相談が寄せられています。また、災害直後でなくとも過去の災害を持ち出したり、将来の不安をあおったりして勧誘され、トラブルになるケースも見られます。

### 相談事例

#### 不安をあおられて結ぶ高額な契約

「今直さないと大変なことになる」「今度大きな災害が来ると倒壊する可能性がある」と不安をあおられて屋根の修理工事を契約した。など



#### 公的機関からの委託を受けたと称し、点検に来る

県の防災部署から委託されていると電話があり、県に確認すると無関係だった。など

#### 保険金が使えると勧説する住宅修理サービス

台風で壊れたのであれば自己負担なく修理できると訪問を受けた。雨どいが壊れていると言われ、保険金の申請サポート契約をしたら、手数料として受け取った保険金の50%を請求された。または保険対象外となり解約を申し出たら違約金を請求された。など



#### 契約を迫られても、その場では契約せず、複数の事業者で比較検討し、契約する際には、工期や費用を十分確認しましょう!

工事の必要性や工事費用の見積もりが適正かどうかは、消費者がその場で判断するのは難しく、事業者の言われるがままに高額契約や不必要的契約をしてしまう恐れがあります。

#### 不安をあおる勧説を受けた場合は、業者の話だけを信じることはせず、特に注意しましょう!

将来発生する災害を持ち出して不安をあおるケースや、自宅以外の損傷した箇所の写真を、さも自宅が損傷しているかのように見せるケースもありますので注意してください。

#### 「保険を使って自己負担なく修理できる」「申請サポートをする」と勧説されたら要注意!

保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です。「申請サポートをする」と勧説をされてもすぐに契約せず、加入先の保険会社・代理店に相談してください。経年劣化など自然災害によらない住宅に生じた損害は保険の対象外となります。また、経年劣化による損傷と知りながら、自然災害等の事故による損傷と申請するなど、うその理由で保険金を請求すると詐欺に該当するおそれがあります。

#### おかしい! 困った! と思ったら消費生活センターに相談する!

契約の勧説や解約などについて不安になったら、消費者ホットライン「188」に電話し、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。契約によっては取り消しや解約ができる場合があります。自分で抱え込み、早めの相談が肝心です。

消費者ホットライン

市町、県、国民生活センターのいずれかの消費生活相談窓口につながります  
188

# 令和3年度 消費生活相談の概要

令和3年度の消費生活相談件数は 8,100件（県3,559件、市町4,541件） 前年度に比べて 983件（10.8%）の減少となりました。

## 内訳

- 苦情相談 7,498件 前年度比935件減（△11.1%）
- 一般相談 602件 前年度比 48件減（△ 7.4%）

**苦情相談** 消費者が事業者に対して、その商品、サービスについて、安全性、品質、表示、販売方法、契約、価格等に不満や苦情感情をもち、その解決を求めている場合をいいます。

**一般相談** 生活知識等の問い合わせで、苦情が発生していないものをいいます。

## 多かった相談

- 化粧品 → 429件
- 健康食品 → 292件
- 移動通信サービス → 181件

\*携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信契約の解除や違約金などの相談

## 特徴的な苦情相談

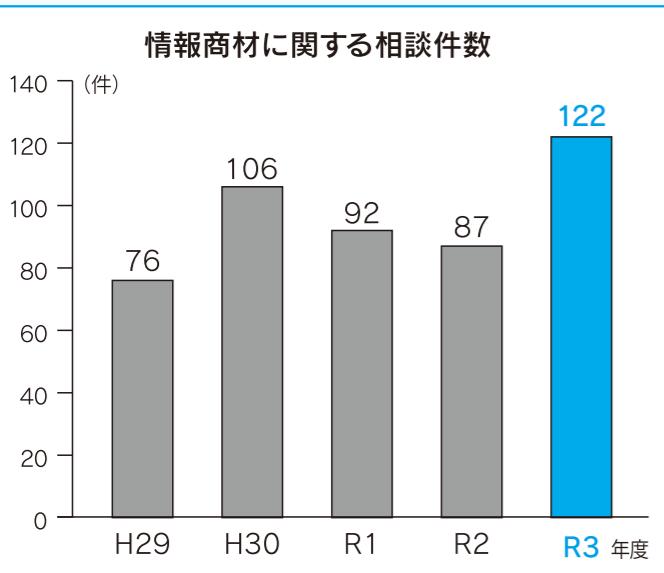
### 「簡単に稼げる」という情報商材の相談が増加！

「簡単に稼げる」、「儲かる」というSNSの広告を見て副業サイトに登録し、副業マニュアルや、稼ぐための高額なサポートプランを勧められて契約したが、実際は稼ぐことができないといった情報商材に関する相談が増加しています。

令和3年度は122件の相談が寄せられ、前年度の約1.4倍となっています。

年代は幅広い世代に及び、中でも20歳代が最も多くなっています。また、契約金額の平均は約61万9千円となっています。

「稼げる」、「儲かる」ことを強調する広告は安易に信用せず、事業者から勧誘されても不要な契約はきっぱりと断ることが必要です。



**R3年度【性別・年代別】** (単位:件)

区分	男性	女性	不明	計
10歳代	3	2		5
20歳代	22	21	1	44
30歳代	13	6		19
40歳代	8	16		24
50歳代	5	6		11
60歳代	1	9		10
70歳代	4	2		6
不明	3	0		3
計	59	62	1	122

**誰もが消費者トラブルに巻き込まれる可能性があります！！**  
一人で悩まず、ご相談ください！！

今年4月からの成年年齢引下げにより、未成年者契約取消ができなくなつた  
18歳、19歳の若者にもトラブルが広がることが懸念されています！



商品やサービスを契約し、次は自分がその商品やサービスを人に紹介することで紹介料報酬を得るマルチ商法に関する相談が、令和3年度は115件と、全体としてはわずかに減少していますが、20歳代の若者のトラブルの、相談全体に占める割合が上昇しています。

また、契約金額の平均は約56万5千円となっています。

友人・知人からの誘いをきっかけに、儲け話を勧誘され、断り切れずに契約してしまうケースが多くみられます。

不要な契約はきっぱりと断ることが必要です。高額な契約をするために、安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしないことが重要です。

### 暗号資産(仮想通貨)に関する相談が増加！

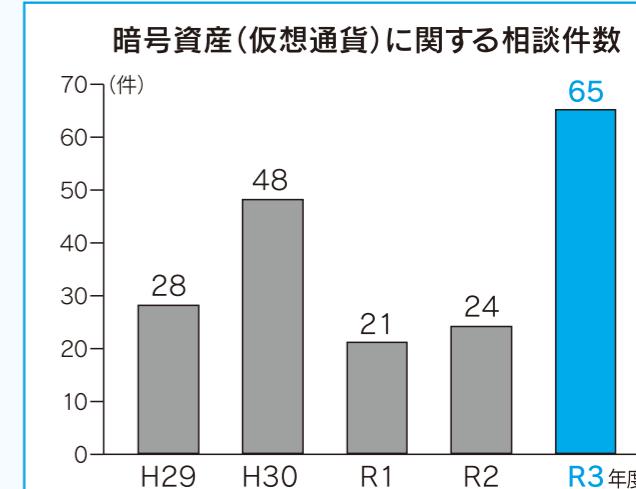
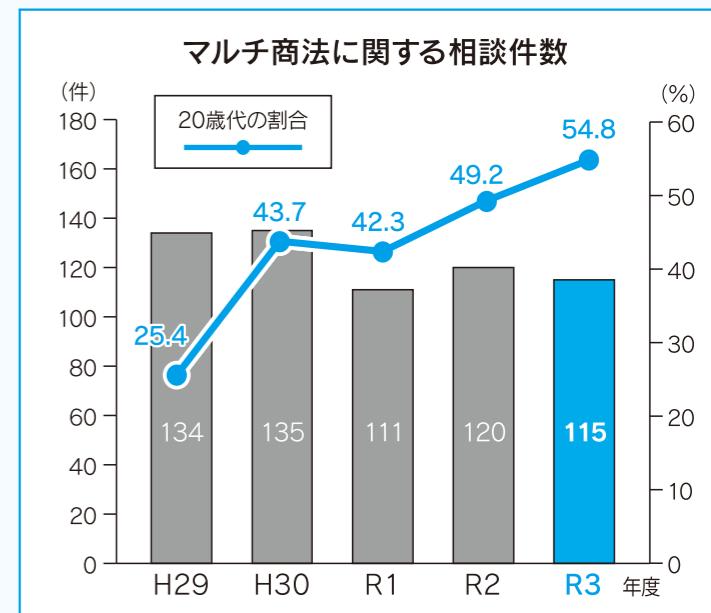
SNSや知人の勧誘をきっかけに暗号資産(仮想通貨)の投資をしたが、出金できず勧誘者や事業者と連絡が取れないといった相談が増加しています。

令和3年度は65件の相談が寄せられ、前年度の約3倍となっています。

また、契約金額の平均は約172万円となっています。

詐欺的な投資の勧誘に暗号資産が利用される場合もあり、勧誘者や事業者と連絡が取れなくなると被害回復は困難です。必ず儲かるなどと勧誘されても、安易に投資せず、慎重な判断が必要です。

取引を行う場合には、暗号資産交換業の登録業者であるかを確認し、リスクを伴うことを十分に理解しなければなりません。



暗号資産(仮想通貨)は、インターネットを通して電子的に取引され、代金の支払い等に使用でき、法定通貨(日本円や米国ドル等)と相互に交換できるもの